

ようにし、即ち斯くの如くにして、伸縮自在の妙用を發揮する事は、邦家のために、特に必要欠くべからざる事と思われるのである。

## 七

或る論者は「我が國に於ては從来久しい歴史の流れに沿うて、米と謂うものが常に其の経済社会の中心的勢力を成し、米と諸物価とは、常に或る程度の因果関係を有し、又同時に離れる事の出来ないものであるから、経済社会の調節方法として現在の正貨準備に換えるに、米を以つてすべし」と謂う者がある。此の議論は一見頗る突飛なようであるけれども、我が國の如き、米と物価との関係の至つて深い経済組織の國に於ては、必ずしも一笑に附し去るべきものではないかも知れない。経済学の學理は別として、我が國の如き国情に於ては其の實際上の効果を認め得る上から考えて、兎に角、一定量の貯蔵米を設ける事は必要な事であろうと思う。

## 八

以上米なるものに就て、我国の経済社会との関係を述べたのであるが、米の凶作が如何なる影響を我経済社会に及ぼすかと謂う事を少しく論じて、此の節を終りたいと思う。

若し今年の秋が凶作であつたら、何うなるかと云うに、それは前述の如く当然米価が昂がるであろう。而して此の際政府が何時ものように、商取引に干渉して米商を検挙し、又は暴利取締令を実行した所で、それは、自然の大勢を如何ともすることは出来ず、真の解決には到着しないであろう。故に斯かる糊塗的手段に依らず、寧ろ平常から政府が、大阪と東京とに、二三三百万石の米を貯蔵し、万一凶作で米価が暴

騰した場合には、此の貯蔵米に依つて之を救済するの外はないのである。若し斯くすれば、食糧の調節が出来て居るから從來の凶作の時のよう、米価の騰貴するが如き事も少く從て、米価が無暗に騰貴しなければ、購買力も何時ものように激増する事が無く、輸入超過も左程大した額に達する事は無いであろう。故に予め玄米を買上げ、凶作に處する用意を為すと共に、其の上尚絶対に輸入超過を防止する方策を講じ、之が対策を決定して置かねば、決して安心は出来ないのである。而して此の方法に付ては種々の事が考え得られるのであるが、其の根本方法としては金の輸出を絶対に禁止する事に在るので、此の点は既に我国に於て認められて居るから先ず安心である。

然しながら、此の金の輸出禁止以外に、尚時々政府が在外正貨を為替銀行に売下げる事があるから、之をも禁止しないと、結局完全に金の輸出禁止は出来ないわけである。故に私は若し今年の秋が凶作であったならば、此の在外正貨の売止めをも断行するよう、特に當局者に切望して止まないのである。そして政府にして、幸に此の方法を採用したならば、仮令如何なる凶作があつても、輸入超過は之を根絶する事が出来るから、大過なくして終る事が出来るであろう。

若し今年の秋が凶作であつたとすれば、それは我国の経済社会に投げる大きな暗い影である。私は其の際に当つて白鳳の出でるよりも、一人の伯樂の出で来る事を冀望して止まないのである。

# 『臺銀』タイギン

## —臺灣銀行發展小史—

財界の新聞社編

### 「帝人事件の眞相」より

昭和十年二月

株価 最高九十四円、最低八十円（九年上期中）

株主数 三、八四七名

重役 頭取——副頭取吉田勉、理事荒木正太郎、理事近藤清三、監査役子爵曾我祐邦、常務監査役井上徳太郎、監査役柳悦耳

歴代頭取 添田壽一——柳生一義——櫻井鐵太郎——中川小十郎  
——森廣藏——島田茂

資本	立	明治三十二年八月四日（創立資本金五、〇〇〇千円）
株式	立	一五、〇〇〇千円（払込額一三、一二五千円）
新株	立	一五〇千株、一株額面百円、旧株七五千株、全額払込済、新株七五千株七十五円、払込（以上九年上期末現在）
銀行券	立	四七、九五四千円（九年上期末現在）
預金	立	二〇、〇三六（正貸準備）
預金	（保証準備）	△預金一〇一、四七二千円内、日銀預金二、七一七千円、定期預金四六、〇七五千円、当座預金一四、一七二千円、特別当座預金三一、七五五千円、通知預金四、〇六〇千円、別役預金二、六九四千円、△貸出金六四、五〇六千円内、貸付金五九、四五九千円、当座貸越四、三四七千円、コールローン七〇〇千円、△手形割引九八、三一九千円、内、割引手形、八七、〇九二千円、荷付為替手形一一、一二三七千円（九年上半年現在）

### 設立の理由

預金、貸金 △預金一〇一、四七二千円内、日銀預金二、七一七千円、定期預金四六、〇七五千円、当座預金一四、一七二千円、特別当座預金三一、七五五千円、通知預金四、〇六〇千円、別役預金二、六九四千円、△貸出金六四、五〇六千円内、貸付金五九、四五九千円、当座貸越四、三四七千円、コールローン七〇〇千円、△手形割引九八、三一九千円、内、割引手形、八七、〇九二千円、荷付為替手形一一、一二三七千円（九年上半年現在）

### 配当率

昭和八年上期三分、同下期三分、昭和九年上期三分

の趣旨が委曲を尽している。即ち、

「臺灣銀行は台湾の金融機関として商工業並に公共事業に資金を融通し、台湾の富源を開拓し、経済上の発達を計り、尚進みて営業の範囲を南清地方及南洋諸島に拡張し、是等諸国の商業貿易の機関となり以て金融を調和するを以つて目的とす。今や、台湾に於て金融機関として見るべきものは甚だ微々たる景況にして金融疎通の途なきが為、非常の高利に苦しめられ、又各種の事業は本邦人の經營に掛るもの甚だ稀にして概ね外人の専有する所となれり。故にこの新領土の人民をして金融機関の信用を悟らしめ同時に我が母国人が漸次台湾に於て事業を為すに便益を与へ、以つて之を誘致するの途を開かざるべからず。

又台灣は我が本土と遠く隔離せるが故に經濟上同島の独立を計るは最も必要にして一朝事あるに当りても能く經濟上の独立を維持し得べき方策を施設するを要す。又台湾に於いては内外の貨幣雜然流通し、幣制殆ど紊乱の極に達せるを以つて臺灣銀行をして幣制整理の任に当らしめむとす。是れ速に臺灣銀行設立を必要とする所以なり。」

斯くて、野村政明、添田壽一、川口武定、瀧澤榮一、原六郎、高橋是清、大倉喜八郎、安田善次郎、鶴原定郎、池田謙三、濱岡光哲、西村眞太郎、大谷嘉兵衛の諸氏が創立委員会に任命された。其の後、政府の保護について種々折衝を重ねた結果、三十一年三月臺灣銀行補助法の發布となり、政府は一方に於て円銀二百万円を五箇年間無利子で貸付けて、主として銀行券引換準備に充てさせ、其の上、資本金五百万円の中百万円は政府で引受けることとなつた。然も、この政府引受株に対する配当金は五ヶ年間準備金に繰り入れて置いてよいと言う特典を与えられた。

頭取	添田壽一	副頭取	柳生一義	理事	川崎寛善	理事	土岐	理事	下坂藤太郎	監査役	大倉喜八郎	監査役	大谷嘉兵衛	監査役	西村眞太郎
----	------	-----	------	----	------	----	----	----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------

#### 業務及営業資源

万円の中百万円は政府で引受けることとなつた。然も、この政府引受株に対する配当金は五ヶ年間準備金に繰り入れて置いてよいと言う特典を与えられた。

前掲、臺灣銀行法の趣旨でも大体見当がつくが、當行の営業範囲は極めて広範であつて、台湾に於ける中央銀行の役目をなすと共に、商業金融及び不動産、有価証券抵当貸をも許されている。例えば當行の営業規定を見ると（一）諸会社又は商人の間の手形取立、（二）為替手形其の他商業手形の割引、（三）為替及び荷為替、（四）動産を質

とし不動産を抵当とする貸付、（五）諸預り金及び当座貸越勘定、（六）地金銀の売買、（七）営業上の都合によつては国債、地方債の買入れ、（八）国庫金取扱等はこの一例である。

當行の営業資源は勿論、株金もあるが、主として銀券の発行であった。而してこの発行の為には（一）同額の金銀貨及び地金銀を準備した。その外、政府発行の紙幣及び証券兌換券、又は其の他確実なる証券又は商業手形を保証として発行してもよいが、この場合には五百万円を限度とし且つ正貨準備発行高を超過することは出来ない。（二）若し、この二つの制限以外に発行する時は第一の場合と同じく保証準備を置き、然も、主務大臣の認可を得た上に一年百分の五を下らぬ發行税を納付せねばならないこととなつてゐる。

#### 事業の發展

以上に依つて當行の性質が略々明になつたから、其の後の發展の経過を尋ねて見よう、當行の、創立當時より既に着々と其の効果を收めていた治安の確得により島内經濟も漸次發展の氣運にあつたが、特に當行の営業開始により金融の途が開かれるに伴つて發展のテンポは一段と速になつた。蓋し、この幣制確立により各種邦人經營の企業会社の統出と對内地貿易の促進及び政府開發事業の旺盛を來たしめたからである。

例えば、幣制改革のあつた（明治四十二年）前年たる明治四十一年と、當行創立初年の島内經濟の実勢を示せば次の如く隔世の感を懷かせるものがある。

#### 重役團

斯くて、三十一年八月に創立の運となり九月より開業するに至つたが、重役團は次の如く、當時、政府側創立委員の一人であつた添田壽一（大蔵省監督局長）氏が頭取となり、之に配するに柳生一義氏が副頭取となつた、外、大倉喜八郎、大谷嘉兵衛等實業界の御歴々が監査役となつてゐる。

斯く、幣制に大改革の実現される一方、台湾の産業、貿易は益々發達し、資金の需要は愈々増加するに至つた。既に當行はこれに応ずる為に再三、再四保証準備拡張の必要を政府に要請したが、漸く四十三年四月に保証準備発行額は従来より五百萬円を増加して一千萬円になつた。之に応じて當行も倍額増資して一千萬円となつたが、その後数年な

生産額	貿易額	会社數	資本金
三十二年	三六、五六〇千円	三七、〇五〇千円	四社
四十一年	八八、三六七	七一、〇七三	四七
		三六、四二九	

斯くて當行の業績も逐年好化し、既に三十四年には八分五厘の配当を行い、三十六年には九分更に、三十八年には一割配当を行つてゐる。然も、この間、當行は、臺灣銀行の發展に資する為、金融制度上各種の改革を行つたが、特に三十七年には銀價変動の及す悪影響を除く意図の下に從来の銀券に代つて金券の發行を行い、台湾に於ける金本位制確立の端緒を開くこととなつた。

當時、在來島民は銀貨の使用に慣れ金券の流通は思うに委せなかつたが、當行の努力に依り、金券使用の便が徹底普及するに至り、銀券の流通高は逐年減少した。然も、三十九年二月臺灣銀行法の改正により銀貨を金貨に代えると同時に保証準備の制限を解き必要に応じて資力を屈伸する余地を与えたが、四十二年三月には島内に於ける一円銀貨の引換期限は同年十二月末限りと定めた、茲に台湾の幣制は全く金本位制に改められたのである。

#### 第二期——發展期

斯く、幣制に大改革の実現される一方、台湾の産業、貿易は益々發達し、資金の需要は愈々増加するに至つた。既に當行はこれに応ずる為に再三、再四保証準備拡張の必要を政府に要請したが、漸く四十三年四月に保証準備発行額は従来より五百萬円を増加して一千萬円になつた。之に応じて當行も倍額増資して一千萬円となつたが、その後数年な